

地域子ども・子育て支援事業の提供体制確保の方策及びその実施時期について

地域子ども・子育て支援事業の種類	利用者支援に関する事業
本市事業名	—
事業の趣旨・目的	子ども及びその保護者等，または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう，身近な実施場所で情報収集と提供を行い，必要に応じ相談・助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整等を実施することで，支援する。

1 京都市における利用者支援に関する事業の量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (箇所)	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4

2 検討の視点

- 区役所・支所福祉部（福祉事務所）において，これまでから，市民からの保育所入所，子育て支援施策等に関する相談に対応し，必要な支援を実施していることから，量の見込みを区役所・支所数としている。
- 新制度では，市町村事業として，保育を希望する保護者の相談に応じて，児童の年齢や保護者の就労時間，預け先のニーズ等に合わせて，保育所のほか，認定こども園や幼稚園（預かり保育を含む。），地域型保育事業（小規模保育事業，家庭的保育事業，事業所内保育事業，居宅訪問型保育事業），一時預かり事業等といった多様な施設・事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう，必要な情報提供を行い，支援を行うこととされている。

3 提供体制の確保方策に関する幼児教育・保育部会での主な意見

- 保護者が保育所の入所相談に来た際に，保育所以外にも様々な支援が受けられることを紹介し，例えば，その保護者の就労時間なら幼稚園の預かり保育でも十分カバーできること等をアドバイスすることが重要である。
- 利用者支援に従事するケースワーカーが子ども・子育て支援新制度の趣旨を理解し，その趣旨に沿って利用者支援が行われるよう研修等をしっかりしていただきたい。

4 対応方針（案）

- 区役所・支所福祉部（福祉事務所）に保育所の入所相談に来られた保護者に対して，ケースワーカーが，児童の年齢や保護者の就労時間，預け先のニーズ等に合わせて，保育所のほか，認定こども園や幼稚園（預かり保育を含む。），地域型保育事業（小規模保育事業，家庭的保育事業，事業所内保育事業，居宅訪問型保育事業），一時預かり事業等といった多様な施設・事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう，必要な情報提供を行い，支援を行う。

- 区役所・支所福祉部（福祉事務所）での相談対応に活用できるよう，幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園を含む。）や保育所，認定こども園，小規模保育事業等の情報をまとめたリーフレットを作成する。
- ケースワーカー等に対して，子ども・子育て支援新制度や利用者支援に関する研修を実施する。

5 提供体制の確保の方策及びその実施時期（案）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （箇所）	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4
確保方策 （箇所）	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4